

浜松市建設発生土の処理に関する基本方針

令和6年2月

浜 松 市

1 背景

公共工事においては、環境負荷の低減やコスト縮減等の観点より計画段階から切土、盛土の均衡等建設発生土の発生抑制や利活用に努めている。

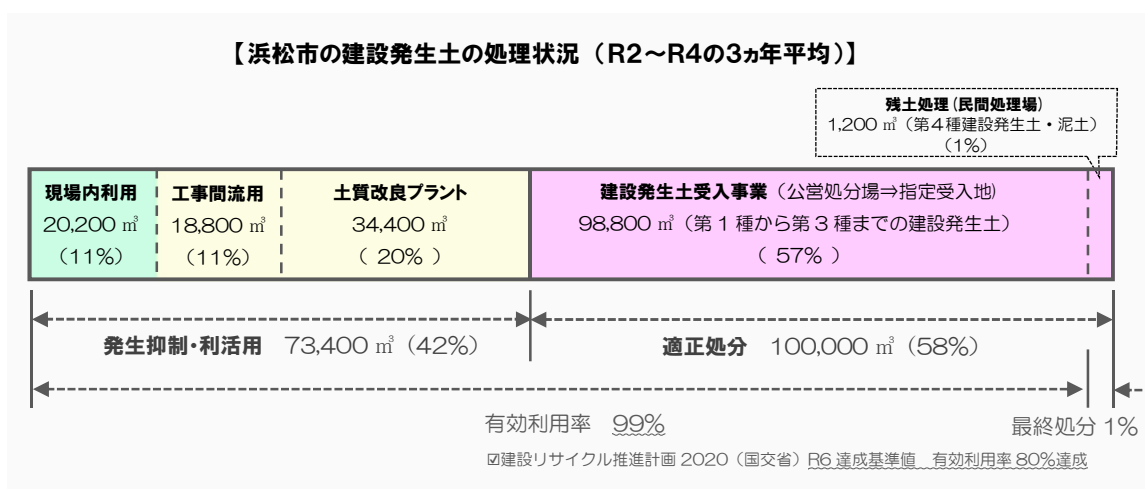
浜松市発注の建設工事において、建設発生土は直近3ヵ年の平均で年間約17万m³発生しており、その処理方法は「公共建設工事におけるリサイクル原則化ルール（令和3年10月18日建経技第307号）」に基づき、現場内利用できず工事現場から搬出する場合、経済性にかかわらず工事現場から50kmの範囲内の他の建設工事（工事間流用）へ搬出することになっている。

しかしながら、現場内利用、工事間流用又は土質改良による発生抑制及び利活用は約42%（約7.3万m³）にとどまっている。

このため、環境負荷軽減と循環型社会の構築に向けて、建設発生土を資源として捉え、有効利用を促進することが必要である。

また、浜松市は建設発生土の発生抑制及び利活用をすることが困難である場合に、建設発生土を適正かつ円滑に処理するため、平成17年3月に建設発生土を受入れる公営処分場（指定受入地）の設置、運営及び管理に関して、一般財団法人浜松まちづくり公社（以下「公社」という。）及び浜松地区建設事業協同組合との3者で「建設発生土受入事業に係る協定」を、令和5年12月に公社と2者で「建設発生土受入に関する協定」を締結し、建設発生土を適正に処分している。

しかしながら、令和4年7月に施行された「静岡県盛土等の規制に関する条例」及び令和5年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土規制法」により、指定受入地の確保が難しくなることや受入価格の高騰が懸念されている。



2 目的

こうした状況を背景に、建設発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「浜松市建設発生土の処理に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」を策定することにより、浜松市内の建設発生土の適正な処理に関する取り組みを推進し、環境負荷軽減と循環型社会の構築及び持続可能な社会資本を整備することを目的とする。

3 基本方針

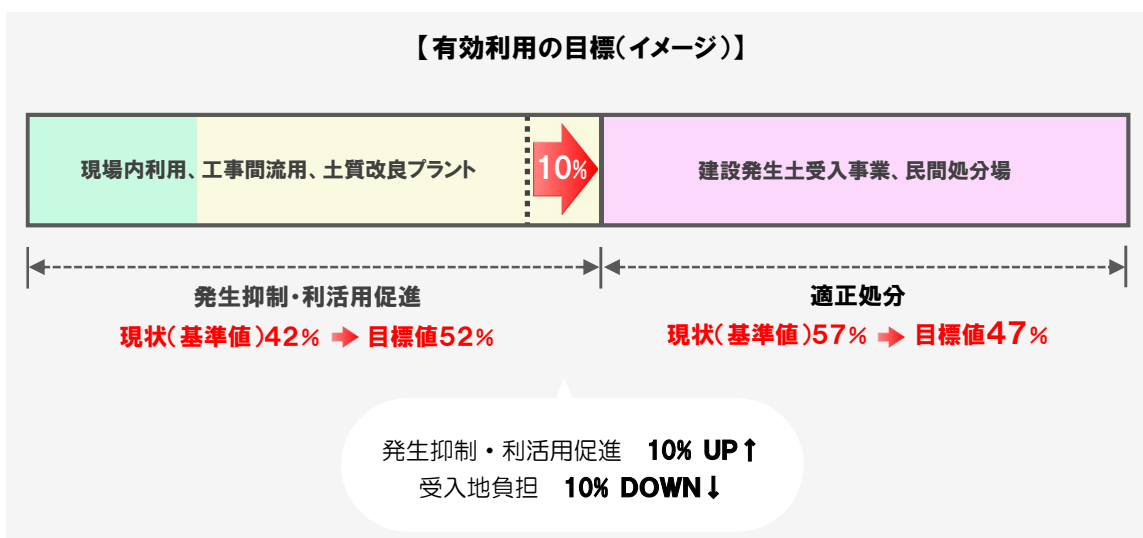
建設発生土における適正処理に向けた取組の一層の徹底を図るため、『発生抑制』、『利活用促進』、『適正処分』を3つの柱とし、これに基づく取り組みを進めていくこととする。



4 取組の方向性

本市の建設発生土の有効利用率は99%であり、「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」における有効利用率80%（令和6年度達成基準値）をクリアしている。

しかしながら、盛土条例、盛土規制法の施行などの規制強化や受入適地の減少から、今後、指定受入地の確保が難しくなることや受入価格の高騰が懸念されているため、基本方針に基づき、【発生抑制】、【利活用促進】への取り組みを強化し、指定受入地への負荷の軽減を図り、環境負荷低減と循環型社会を構築することで、持続可能な建設発生土の処理を目指していく必要がある。



5 基本方針に基づく取組

方針の3つの柱である『発生抑制』、『利活用促進』、『適正処分』について、以下の具体的な取り組みを行う。（表-1）

なお、実施時期は短期（3年以内）と中長期（3年以上）とした。

表-1 基本方針に基づく取組

I. 発生抑制 >>> 建設発生土の発生を抑制する		実施時期
1. 発生抑制工法の採用	<p>① 掘削土量の少ない工法の採用 地形改変が少ない自然斜面を存置する工法や土留め工等掘削土量の少ない工法を採用する。</p> <p>② 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用 NETIS や静岡県新技術情報 DB に登録された掘削土量の低減に有効な技術を積極的に活用した計画・設計を行う。</p>	短期
		短期

2. 現場外への搬出を抑制	① 切土・盛土の均衡 切土・盛土の均衡を考慮することにより、発生土の現場外への搬出を抑制する。	短期
3. 現場内利用の推進	① 建設発生土の現場内利用の徹底 良質土・普通土については、リサイクル原則化ルール（令和3年10月18日建経技第307号）に基づき、現場内利用の推進を図る。 不良土については、例えば路床安定処理工法、CSG（ソイルセメント）工法の採用や移動式土質改良機等の活用を検討する。	短期

Ⅱ. 利活用促進 >>> 建設発生土の利活用を促進する		実施時期
1. 他工事間での利活用拡大	① 建設発生土情報交換システム等を活用した情報共有 「建設発生土情報交換システム」等のシステムを活用し、他工事間の情報共有を図る。	短期
2. スtockヤードの活用	① スtockヤードの活用 みらいの県土研究会等の動向を踏まえつつ、建設発生土の搬出・搬入時期の調整に資するStockヤードの活用について検討する。	中長期
3. 建設発生土の品質及び環境安全性確保	① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底 建設発生土の品質管理に関する利用基準に基づいた品質管理を行う。	短期
	② 環境基準の適合確認 建設発生土の搬入・搬出時に必要に応じて適正な調査を実施し、環境安全性を確保する。	短期
4. 土質改良土の利用拡大	① 土質改良土の活用 建設発生土が利用できず、土砂材料が必要な場合は、山土（新材）ではなく土質改良土の活用を検討する。	短期
	② 土質改良土の品質基準の見直し みらいの県土研究会等の動向を踏まえつつ、土質改良土の利用拡大のため、関係基準類の見直しについて静岡県等と連携し検討する。	中長期

Ⅲ. 適正処分 >>> 建設発生土を適正に処分する		実施時期
1. 発生土受入地の適切な確保	① 指定受入地の適切な確保 令和5年12月に締結した「建設発生土受入に関する協定」より、建設発生土量見込に対応した建設発生土の受入れが可能となる指定受入地の確保に努める。	短期
2. 指定利用の徹底	① 適正な搬出先等を契約事項として明示 建設発生土の搬出先の明確化を図るため、受入場所の条件を契約事項として明示する。	短期
	② 適正な費用の計上 契約事項として明示した搬出先の条件に対して、適正な費用を計上する。	短期

浜松市建設発生土の処理に関する基本方針

令和6年2月1日 策定

浜松市 財務部 技術監理課